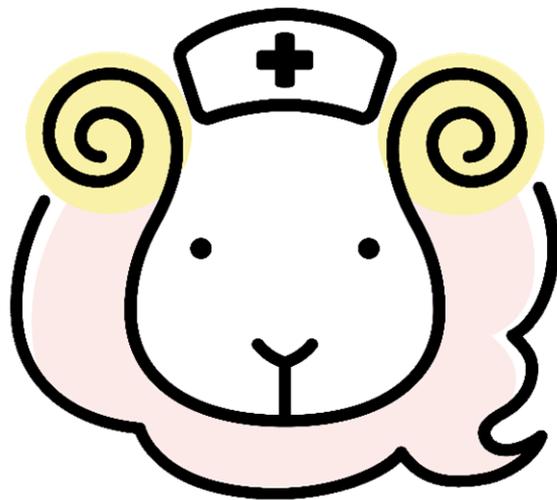


訪問看護及び介護予防訪問看護
重要事項説明書

訪問看護ステーション メイメイ半田



株式会社 mei-mei

(お客様) 殿
(事業所) 株式会社 mei-mei
訪問看護ステーション メイメイ半田

第1条 事業目的

株式会社mei-meiが開設する訪問看護ステーション メイメイ半田（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、准看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下「看護職員等」という）が、主治医が必要を認めたお客様に対し、適正な事業の提供を行うことを目的とします。

第2条 運営方針

- 1 指定訪問看護の提供にあたって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援します。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、お客様の心身の機能の維持回復を図り、もってお客様の生活機能の維持または向上を目指すものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援事業所、他の居宅サービス事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| ① 法人名 | : 株式会社mei-mei |
| ② 法人所在地 | : 愛知県名古屋市中区砂田橋四丁目1番57号 マガシテラス1棟301号室 |
| ③ 代表者名 | : 代表取締役 福田 裕司 |
| ④ 事業所名称 | : 訪問看護ステーション メイメイ半田 |
| ⑤ 事業所所在地 | : 半田市美原町1丁目2-1 キャッスルグランデ101号室 |
| ⑥ 事業内容 | : 訪問看護・介護予防訪問看護 |
| ⑦ 電話番号 | : 0569-84-8141 |
| ⑧ 事業所番号 | : 2362490209 |

第4条 職員職種、員数及び職務の内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

管理者（正看護師）： 1名 （看護職員と兼務）
看護職員（常勤）： 2.5名以上
看護職員（非常勤）： 0名

(1) 管理者

管理者は事業所の従業員の管理及び事業の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たるものとします。

管理者は法令に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとします。

(2) 看護職員等

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供にあたるものとします。

事業所及びサービス従業者の義務

- 1 事業所及びサービス従業者はサービスの提供にあたってお客様の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業所は、サービス従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 3 事業所は、サービス提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師及び医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業所は、お客様に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス終了ごとにお客様またはご家族様等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種訪問看護書類は5年間これを保存し、お客様またはご家族様等、連帯保証人の請求に応じてこれを開示するものとします。

第6条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとします。ただし、祝日・年末年始（12月31日から1月3日まで）を除きます。
- ② 営業時間：8時30分～17時15分
- ③ 電話等により24時間連絡が可能な体制とします。（緊急時訪問看護加算または24時間対応体制加算に該当するお客様に限ります）

第7条 サービス利用料

■介護保険の場合

(原則介護保険証をお持ちの方、介護保険申請予定の方。疾病等により医療保険対応となる場合があります)

□要介護1～5

【看護師による訪問】 ※准看護師による訪問の場合は、×90/100となります。

7級地加算表記 ※1	単位数	サービス総費用
20分未満 (※2)	314 単位/回	3,206 円
30分未満	471 単位/回	4,809 円
30分以上 1時間未満	823 単位/回	8,403 円
1時間以上、1時間30分未満	1128 単位/回	11,517 円
1時間30分以上	1428 単位/回	14,580 円

【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問】

7級地加算表記 ※1	単位数	サービス総費用
1回あたり20分以上	294 単位/回	3,002 円

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、1週間に120分を限度とする)

□要支援1、2

【看護師による訪問】 ※准看護師による訪問の場合は、×90/100となります。

7級地加算表記 ※1	単位数	サービス総費用
20分未満 (※2)	303 単位/回	3,094 円
30分未満	451 単位/回	4,605 円
30分以上 1時間未満	794 単位/回	8,107 円
1時間以上、1時間30分未満	1090 単位/回	11,129 円

【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問】

7級地加算表記 ※1	単位数	サービス総費用
1回あたり20分以上	284 単位/回	2,900 円

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、1週間に120分を限度とする)

7級地加算表記 ※1	単位数	サービス総費用
初回加算Ⅰ (退院時共同指導加算算定時を除く)	350 単位/回	3,574 円
初回加算Ⅱ (退院時共同指導加算算定時を除く)	300 単位/回	3,063 円
サービス提供体制強化加算 ※4		

□複数名での訪問看護によって加算されます（身体的な理由等(※3)により必要な場合)

7級地加算表記 ※1		単位数	サービス総費用
複数名訪問加算（Ⅰ）			
複数の看護師等での 訪問看護	30分未満	254 単位/回	2,593 円
	30分以上	402 単位/回	4,104 円
複数名訪問加算（Ⅱ）			
看護師等と看護補助者での 訪問看護	30分未満	201 単位/回	2,052 円
	30分以上	317 単位/回	3,237 円

□病状によって以下の単位が加算されます

7級地加算表記 ※1		単位数	サービス総費用
特別管理加算 ①	特別管理加算Ⅰ（重症）	500 単位/回	5,105 円
	特別管理加算Ⅱ（軽症）	250 単位/回	2,553 円
緊急時訪問看護 加算②	緊急時訪問看護加算Ⅰ	600 単位/回	6,126 円
	緊急時訪問看護加算Ⅱ	574 単位/回	5,861 円
退院時共同指導加算 ③		600 単位/回	6,126 円
看護・介護職員連携強化加算 ④		250 単位/回	2,553 円
看護体制強化加算 ※4	看護体制強化加算（Ⅰ）	550 単位/回	5,616 円
	看護体制強化加算（Ⅱ）	200 単位/回	2,042 円
ターミナルケア加算 ⑤		2500 単位/回	25,525 円
訪問時間帯によって加算			
夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）		所定単位数の25%加算	
深夜（22時～6時）		所定単位数の50%加算	

□同一建物居住者に対する訪問減算

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する者 ・上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該施設に居住するお客様の人数が1か月あたり20人以上の場合） 	所定単位数に90/100を乗じた単位数
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該施設に居住するお客様の人数が1か月あたり50人以上の場合） 	所定単位数に85/100を乗じた単位数

① 特別管理加算Ⅰは、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1か月につき上記料金が加算されます。

- 1) 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- 2) 気管カニューレを使用している状態
- 3) 留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱは、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1か月につき上記料金が加算されます。

- 1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- 3) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- 4) 真皮を超える褥瘡の状態

② 緊急時訪問看護加算は、お客様またはそのご家族様等から、電話等により看護に関する意見を求められた際に、常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行える体制にある場合に、お客様及びご家族様等に対して説明し、同意を得た上で1か月につき料金が加算されます。

③ 退院時共同指導加算は、保険医療機関または介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中のお客様の退院または退所に当たり、当事業所の看護師等（准看護師を除く）が、当該保険医療機関、若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の主治医または職員と共同し、お客様またはそのご家族様等に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、退院または退所につき月に1回を限度として加算されます。（厚生労働大臣が定める疾病等のお客様については、退院または退所につき月に2回を限度）

④ 看護・介護職員連携強化加算は、介護職員が喀痰吸引等の特定医療行為を行う際に、特定医療行為が必要なお客様に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等を行った場合に加算されます。

⑤ ターミナルケア加算は、在宅で死亡したお客様（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、主治医の指示により、死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制についてお客様及びご家族様等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に加算されます。

※1 愛知県半田市は厚生労働省が定める地域基準で7級地域に当てはまり、1単位あたり10.21円です。介護保険負担割合証に記載された、割合に応じた額とします。但し、支給限度額を超えた場合は、全額お客様の自己負担となります。

- ※2 20分未満の訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要なお客様に対し、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものです。したがって、居宅サービス計画または訪問看護計画において20分以上の看護師（准看護師を除く）による訪問看護を週1回以上含み、且つ、緊急時訪問看護加算に同意をいただいた場合にのみ算定可能となります。
- ※3 身体的な理由等
- ① お客様またはそのご家族様等の同意を得ている
 - ② お客様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる
 - ③ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる
 - ④ その他お客様等の状況等から判断して、上記に準ずると認められる
- ※4 当事業所が下記の基準に適合している場合に愛知県に届けた上で加算されます。
- ① 全ての看護師に対し、看護師ごとに研修計画を作成し、計画に従って研修（外部における研修を含む）を実施または実施を予定していること
 - ② お客様に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること
 - ③ 看護師数の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること

■医療保険の場合

□訪問看護基本療養費

		週3日まで (1日あたり)	週4日目以降 (1日あたり)	
訪問看護 基本療養費Ⅰ		保健師、助産師、看護師	5,550円	6,550円
		准看護師	5,050円	6,050円
		理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	5,550円	
		緩和ケア・褥瘡ケア・人工 肛門ケア及び人工膀胱ケ アに係る専門の看護師	12,850円（月1回を限度）	
訪問看護 基本療養費Ⅱ	1日に 2人	保健師、助産師、看護師	5,550円	6,550円
		准看護師	5,050円	6,050円
		理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	5,550円	
		緩和ケア・褥瘡ケア・人工 肛門ケア及び人工膀胱ケ アに係る専門の看護師	12,850円（月1回を限度）	
	1日に 3人以上	保健師、助産師、看護師	2,780円	3,280円
		准看護師	2,530円	3,030円
		理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	2,780円	
		緩和ケア・褥瘡ケア・人工 肛門ケア及び人工膀胱ケ アに係る専門の看護師	12,850円（月1回を限度）	
訪問看護基本療養Ⅲ		外泊中の訪問看護に対し 算定（※1）	8,500円	

※1 入院中1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

□訪問看護管理療養費・機能強化型訪問看護管理療養費

	月の初日のみ (1日あたり)
訪問看護管理療養費	7,670円
機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230円
機能強化型訪問看護管理療養費2	10,030円
機能強化型訪問看護管理療養費3	8,700円

	月の2日目以降 (1日あたり)
訪問看護管理療養費 1	3,000円
訪問看護管理療養費 2	2,500円

※上記訪問看護基本療養費に、訪問看護管理療養費が加算されます。

□病状によって以下の金額が加算されます

特別管理加算 ①	特別管理加算Ⅰ（重症）		5,000円	
	特別管理加算Ⅱ（軽症）		2,500円	
ターミナルケア療養費 ②	ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000円	
訪問看護情報提供療養費 ③	訪問看護情報提供療養費1		1,500円	
	訪問看護情報提供療養費3		1,500円	
緊急訪問加算 ④	月14日目まで		2,650円	
	月15日目以降		2,000円	
24時間対応体制加算 ⑤	24時間対応における看護業務の負担軽減の取組みを行っている		6,800円	
	上記以外		6,520円	
退院時共同指導加算 ⑥			8,000円	
特別管理指導加算 ⑦			2,000円	
退院支援指導加算 ⑧			6,000円	
在宅患者連携指導加算 ⑨			3,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ⑩			2,000円	
難病等複数回訪問加算 ⑪	1日に2回	同一建物内1人	4,500円	
		同一建物内2人	4,500円	
		同一建物内3人以上	4,000円	
	1日に3回以上	同一建物内1人	8,000円	
		同一建物内2人	8,000円	
		同一建物内3人以上	7,200円	
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える場合に週1回を限度で算定)			5,200円	
複数名訪問看護加算 ⑫	看護師と他看護師、理学療法士等 (週1回に限る)	同一建物内1人	4,500円	
		同一建物内2人	4,500円	
		同一建物内3人以上	4,000円	
	看護師と他准看護師 (週1回に限る)	同一建物内1人	3,800円	
		同一建物内2人	3,800円	
		同一建物内3人以上	3,400円	
	看護師と看護補助者 別に厚生労働大臣が定める場合を除く(週3回まで)	同一建物内1人	3,000円	
		同一建物内2人	3,000円	
		同一建物内3人以上	2,700円	
	看護師と看護補助者 別に厚生労働大臣が定める場合に限る	1日に1回	同一建物内1人	3,000円
			同一建物内2人	3,000円
			同一建物内3人以上	2,700円
1日に2回		同一建物内1人	6,000円	
		同一建物内2人	6,000円	
		同一建物内3人以上	5,400円	
1日に3回以上	同一建物内1人	10,000円		
	同一建物内2人	10,000円		
	同一建物内3人以上	9,000円		
看護・介護職員連携強化加算			2,500円	

夜間・早朝訪問看護加算 夜間（18時～22時） 早朝（6時～8時）	2,100円
深夜訪問看護加算 深夜（22時～6時）	4,200円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 1	10円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 2	20円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 3	30円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 4	40円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 5	50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 6	60円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 7	70円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 8	80円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 9	90円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 10	100円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 11	150円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 12	200円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 13	250円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 14	300円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 15	350円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 16	400円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 17	450円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 18	500円

■保険対象外

エンゼルケア（死後の処置）代		15,000円（税抜）
保険外訪問看護（日中：8時～18時）	30分につき	4,000円（税抜）
保険外訪問看護 （夜間：18時～22時 及び 早朝：6時～8時）	30分につき	5,000円（税抜）
保険外訪問看護（深夜：22時～6時）	30分につき	6,000円（税抜）

① 特別管理加算Ⅰは、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1か月につき上記料金が加算されます。

- 1) 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- 2) 気管カニューレを使用している状態
- 3) 留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱは、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1か月につき上記料金が加算されます。

- 1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
 - 3) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態
 - 4) 真皮を超える褥瘡の状態
- ② ターミナルケア療養費1は、在宅で死亡したお客様（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、主治医の指示により、死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制についてお客様及びご家族様等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に加算されます。
- ③ 訪問看護情報提供療養費1は、厚生労働大臣が定める疾病等のお客様について、お客様の居住地を管轄する市町村からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、お客様に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。
- 訪問看護情報提供療養費3は、保険医療機関等に入院または入所するお客様について、お客様の診療を行っている保健医療機関が入院または入所する保健医療機関に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うに当たって、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合に加算されます。
- ④ 緊急訪問看護加算は、お客様またはそのご家族様等の求めに応じて、主治医（診療所または在宅療養支援病院）の指示に基づき、当事業所が緊急に訪問看護を行った場合に加算されます。
- ⑤ 24時間対応体制加算は、お客様またはそのご家族様等から、電話等により看護に関する意見を求められた際に、常時対応でき、必要に応じて緊急時の訪問看護を行える体制にある場合に、お客様及びご家族様等に対して説明し、同意を得た上で1か月につき料金が加算されます。
- ⑥ 退院時共同指導加算は、保険医療機関または介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中のお客様の退院または退所に当たり、当事業所の看護師等（准看護師を除く）が、当該保険医療機関、若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の主治医または職員と共同し、お客様またはそのご家族様等に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、退院または退所につき月に1回を限度として加算されます。（厚生労働大臣が定める疾病等のお客様については、退院または退所につき月に2回を限度）
- ⑦ 特別管理指導加算は、訪問看護に関し特別な管理を必要とするお客様（厚生労働大臣が定める状態等のお客様に限る）が保健医療機関から退院するに当たって、当事業所の看護師等（准看護師を除く）が退院時共同指導を行った場合に、月に1回を限度として加算されます。
- ⑧ 退院支援指導加算は、お客様が厚生労働大臣が定める者に該当した場合に、保健医療機関から退院するにあたって、当事業所の看護師等（准看護師を除く）が、退院日に療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

- ⑨ 在宅患者連携指導加算は、当事業所の看護師等（准看護師を除く）が、お客様の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関または訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
- ⑩ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、当事業所の看護師等（准看護師を除く）が通院が困難なおお客様の急変等に伴い、お客様の在宅療養を担う保健医療機関の保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師または介護支援専門員若しくは相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2回を限度として加算されます。
- ⑪ 難病等複数回訪問加算は、厚生労働大臣が定める疾病等のお客様または特別訪問看護指示書の交付を受けたお客様に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上訪問看護を行った場合に加算されます。
- ⑫ 複数名訪問看護加算は、厚生労働大臣が定めるお客様に対し、お客様またはそのご家族様等の同意を得て当事業所の看護師等が当事業所の他の看護師等または看護補助者と同時に訪問看護を行った場合に加算されます。
- ※ 本契約の有効期間中、介護保険法その他の関係法令または医療費（診療報酬）の改正により、サービス利用料金またはお客様負担額の改正が必要になった場合には、改正後の金額を適用するものとします。この場合、当事業所は法令改正後速やかにお客様に対し、改正の実施時期及び改正後の金額を通知するものとします。
- ※ サービスにつき、公的な介護保険または医療保険が適用される場合、消費税はかかりません。これに対し、上記保険が適用されない場合には、サービス利用料金全額がお客様負担となり、別途消費税がかかる場合があります。

第8条 交通費

- 1 従業員がサービスを提供するため、お客様宅を訪問する際にかかる交通費は、第9条に記載する通常の事業の実施地域（以下「通常実施地域」という）にお住まいのお客様につきましては無料となります。通常実施地域以外の訪問につきましては通常実施地域の境界を起点として、下記の交通費を徴収させていただきます。

今回お客様へのサービス提供における交通費は、	<input checked="" type="checkbox"/> 必要ありません	
	<input type="checkbox"/> 1回訪問につき実費	円です
(通常実施地域を越えて片道1km×50円の請求額となります)		

- ① お客様宅訪問に自動車を利用した際に管轄警察署長の許可に基づく駐車許可証が有効でない地域（幅の狭い道路、消火栓、横断歩道、踏切のかかる駐車区域にかかる場合や、近隣の苦情等にてお客様宅前に駐車ができない場合）においてやむを得ず有料駐車場を利用する場合には、その駐車場代はお客様にご負担頂くものとします。

第9条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は半田市内となります。

第10条 サービス内容

主なサービス内容は以下のとおりです。

- ・ 身体状況、病状観察
- ・ 医療的配慮の必要なお客様の清拭・洗髪・陰部洗浄等による清潔の保持
- ・ 医療的配慮の必要なお客様の食事及び排泄等日常生活の援助
- ・ 褥瘡、湿疹等皮膚トラブルの予防・処置、医療処置指導
- ・ リハビリテーション、筋力保持ストレッチ等
- ・ 認知症のお客様の看護、介護指導
- ・ 療養生活や介護方法の指導、精神的支援
- ・ 内服管理・指導
- ・ カテーテル、在宅酸素等医療器具・装具の管理・指導
- ・ ターミナルケア
- ・ その他主治医の指示による医療処置

- ① このサービスの提供にあたっては、お客様の病状悪化の防止、要介護者の軽減、要介護状態となることの予防に努めます。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがありましたら、訪問スタッフ若しくは管理者までお問い合わせください。
- ③ サービスの提供にあたっては、お客様の主治医より訪問看護指示書を発行していただき、指示に従い看護にあたります。この指示書にかかる文書料はお客様負担となりますので、ご了承ください。（医療保険の自己負担割合により料金は異なります）
- ④ お客様担当の、ケアマネジャーにて作成したケアプランに沿って訪問看護計画書を作成し、お客様の機能維持回復を図るよう適切なサービスを実施します。
- ⑤ 当事業所は主治医・ケアマネジャーに対し、毎月末に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

第11条 キャンセル

お客様がサービス利用の中止（以下「キャンセル」とする）をする際には、速やかに事業所まで連絡しなければならないものとします。

お客様の都合により本サービスをキャンセルする場合には、本サービス利用の24時間前までに連絡しなければならないものとします。何ら申し出なくサービスがキャンセルされた場合または24時間以内のキャンセルにつきましては、お客様にサービス利用料金の1割のキャンセル料をお支払いいただきます。（医療保険対応のお客様につきましては、介護保険利用料の1割に準ずるものとする）但し、お客様の様態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合にはキャンセル料金は頂きません。

第12条 お支払い方法

利用実績に基づいて1か月ごとにサービス料金を請求し、お客様は原則として当事業所の指定する期日に口座引き落としの方法により支払うものとします。

第13条 緊急時における対応方法

- ① 看護職員等は、訪問看護を実施中に、お客様の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。
- ② お客様にかかる居宅介護事業所、ご家族様等へ連絡する等の必要な措置を講じるものとします。
- ③ 救急車またはご家族様等の自家用車、タクシーにて病院搬送の際等、搬送先の病院に当事業所の看護師が同伴することは基本的にできません。

第14条 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

第15条 その他留意事項

- ① 本契約で定められた業務以外の事項を当従業員に依頼することはできません。
- ② サービス従事者は、主治医の指示がある場合にのみ、その指示に従った医療行為を行うものとします。
- ③ お客様の身体状況を、当事業所に従事するスタッフ全員で把握し、総括的なサポート体制と緊急時体制を完備するため、専任のスタッフのみで訪問することはできません。
- ④ お客様に円滑且つ適正なサービスを提供するために、当日訪問にあたるサービス従事者の選任及び変更は当事業者が行うものとします。
- ⑤ 訪問予定時間は、交通事情や先に訪問に入ったお客様の身体状況等により、前後15分のズレが発生することがあります。それ以上のズレが予測される場合には、事前に当事業所よりご連絡させていただくものとします。
- ⑥ 天災等やむを得ない事情により、当日訪問が困難となった場合には、事前にサービス提供者よりご連絡させていただくものとします。
- ⑦ 当日訪問予定のサービス従事者が、やむを得ない事情により訪問できなくなった場合には、代理のサービス従事者を立て訪問するものとします。その際には、サービス内容についての申し送り等が事前に行われていることを前提とします。
- ⑧ 当事業所内にて、緊急を要する事態が発生した際等、やむを得ない事情により、当日お客様宅へ訪問することが不可能となった場合には、訪問日を振り返る等の措置を講じるものとし、その際には必ずお客様の了解を得るものとします。
- ⑨ サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - 1) サービス従事者は、現金、預金通帳、キャッシュカード・印鑑・年金証書その他有価証券等は一切お預かりすることができません。
 - 2) 現金や貴重品は室内に放置せず、目につかない場所や金庫等に保管してください。
 - 3) お客様及びそのご家族様等は、お客様の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・水道・ガス等の使用を、サービス従事者に無償で許可するものとします。
 - 4) 当事業所の所有する自動車・サービス従事者の私有車に乗車することはできません。

第16条 サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

- ① お客様からの相談または苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
 - 1) 連絡先 : 0569 - 84 - 8141
 - 2) 担当者名 : 三品 生野
 - 3) 担当者不在の場合の対応：基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、必ず担当者に引き継ぐ体制をとるものとします。
- ② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
苦情を受け付けた場合、苦情処理内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、事業所内で定めた処理手順に基づき、迅速に対応します。
 - 1) 苦情受付 2) 苦情内容の確認 3) 管理者への報告 4) 苦情解決に向けた対応の実施 5) 原因究明 6) 再発防止及び改善の措置 7) 管理者への最終報告 8) 苦情申立者に対する報告
- ③ 事業所以外の苦情窓口
愛知県国民健康保険団体連合会：052-971-4165
半田市福祉部高齢介護課：0569-84-0648

第17条 個人情報の使用等及び秘密の保持

- ① 当事業所及び従業者は、お客様及びご家族様等の個人情報を以下に掲げるサービス提供のために必要な範囲内でのみ使用し、それ以外の目的で使用する場合はお客様の了承を得ることとします。
 - 1) 居宅サービス計画書及び看護計画の立案、作成、変更に必要な場合
 - 2) サービス担当者会議その他、介護支援専門員と関係サービス事業所との情報共有及び連絡調整を行う場合
 - 3) 主治医及び連携する病院の相談員等との連絡体制における、情報共有及び連絡調整を行う場合
 - 4) お客様の様態の変化に伴い、ご家族様等・医療機関及び行政関係に緊急連絡を要する場合
 - 5) 行政機関の指導または調査を受ける場合
 - 6) サービスの質の向上を目的とした第三者評価機構による評価を受ける場合
- ② 当事業所及びその従業員は、サービスを提供する上で知り得た個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業員退職後及び本契約終了後も同様とします。

<備考>個人情報保護方針

- 1) 個人情報とは：特定の個人を識別できるものをいいます。また、ほかの情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含まれます。
- 2) 個人情報取り扱い及び事業者の義務
 - ① 利用目的の特定：個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲でのみ取り扱うこと
 - ② 本人に対して、利用目的を通知：個人情報は適正な方法で取得し、本人に対して利用目的を通知し、公表しなければならない
 - ③ データ内容の正確性を確保：最新の内容を保つように努めなければならない
 - ④ 第三者提供の制限：本人の同意を得ず、第三者に対して個人情報を提供することは禁止
 - ⑤ 個人に確認した上での公表・開示・訂正・利用停止等：開示・利用停止を行うときには、本人の同意を得る
 - ⑥ 苦情の処理：個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、的確且つ迅速に処理する
- 3) お客様を守るために徹底すべきルール
 - ① 帳票の保管・廃棄：帳票類は適切なファイリングを行い、鍵のかかる場所に保管
 - ② シュレッダーの使用
 - ③ 原則お客様ファイルは事務所から持ち出さない
 - ④ 個人情報はFAX送信を行わず、郵送または直接届ける
 - ⑤ 事務所の入退室管理の徹底

【加算に関する同意の有無】

お客様は下記の加算に同意する場合には「同意します」に丸印を、同意しない場合には「同意しません」に丸印をご記入ください。

1. 介護保険適応の場合

お客様は、緊急時訪問看護加算に (同意します ・ 同意しません)

2. 医療保険適応の場合

お客様は、24時間対応体制加算に (同意します ・ 同意しません)

お客様は、情報提供療養費の加算に (同意します ・ 同意しません)

お客様は、在宅患者連携指導加算に (同意します ・ 同意しません)

